

中部清掃組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約の変更及び財産処分につき議決を求めることについて

平成29年3月31日をもって近江八幡市が中部清掃組合から脱退することに伴い、次のとおり同組合の規約を変更すること及び近江八幡市の脱退に伴う同組合の財産は、近江八幡市の脱退にかかわらず、同組合に帰属させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第289条の規定により関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議決を求める。

平成28年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

中部清掃組合同規約の一部を変更する規約

中部清掃組合同規約（昭和46年滋賀県指令地第878号）の一部を次のように変更する。

第2条中「近江八幡市」を削る。

第3条中「平成17年2月11日」を「、平成17年2月11日」に、「除き、近江八幡市については平成22年3月21日合併前の安土町の区域に限る」を「除く」に改める。

第5条中「16人」を「14人」に改め、「近江八幡市 2人」を削る。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。